

中和田南小学校いじめ防止基本方針・年間計画

○策定日(平成27年3月17日策定 令和5年3月1日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

・法で定められた定義であり、国と同一とする。

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(※法:「いじめ防止対策推進法」)

② いじめ防止等に向けての基本理念

・横浜市基本方針の基本理念(※参考:「横浜市いじめ防止基本方針」参照)のもと、市及び学校、地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会、地域、学校の実現を目指す。・中和田南小学校の学校教育目標に「光の子・力の子」がある。これは本校の目指す子ども像である「自分の輝きを見つけ、自分の力を発揮し、友とまちとともに生きていく子」を求めている。子ども一人ひとりにはよきがあり、可能性を秘めている。そのよきに気づき、互いのよさを認め合う風土づくりをすることにより、いじめのない一人ひとりが自信を持った行動できる学校づくりができる。「なかまだみんなしょうがっこう」のもと、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会構成

本校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者、そのほか関係者により構成されるいじめ防止等対策のための構成員

・管理職(校長、副校長)、児童支援専任、教務主任、学年主任、学級担任、教科担当、養護教諭等
・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関連機関(教育委員会、警察、児童相談所等)との連携した組織とする。

② 委員会の運営

学校は、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的に対応を行うため、複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ防止対策委員会」という)を中核とし、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、本校の実情に応じた対策を推進するものとする。また校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。そこで、中和田南小学校においても複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織し、本委員会を月に1回、定期的で開催する。さらにいじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

③ 委員会の活動内容

- ・ いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組むこと
- ※いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・ いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となること・重大事態が起こった場合はいじめ防止対策委員会が中核となって調査を行うこと
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行うことなど

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

いじめを防止するための基本的な方向性(*)及び本校の取組(・)

①いじめの未然防止

*学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など

・「自他の良さを認め合い、互いに尊重しながら高め合える子の育成に取り組む」ために、学年・学級活動の充実を図り、異学年交流や地域材を活用した教育活動を推進することで、豊かな心情や愛情を育むことができ、いじめ防止につながると考える。

・「基礎・基本を大切に、指導の工夫や充実に努め『分かる・魅力ある』授業づくりに取り組む」ことで、一人ひとりの児童が落ち着いた態度で学習を行い、自信をもって楽しく学校生活を過ごすことができ、いじめ防止につながると考える。

②早期発見・早期対応

*いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上など

・アセスメントシートの作成・活用や児童個人面談、アンケート等の実施により、児童の実態を把握し、いじめの予兆を早期に発見し、対応することができると思う。

・児童支援専任を中心に校内でいじめ防止対策委員会を設置し協議したり、スクールカウンセラーやSSW等の外部相談機関との連携を図ったりしながら、いじめ防止やいじめ案件に早期に対処することができると思う。

・児童理解を柱に、児童指導や特別支援教育等の理解を深める研修を、年間を通して位置づけることで、いじめ防止、対応に向けたスキルや専門性を高めることができると思う。

・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するようにする。(教職員の見守り体制づくり・情報共有の推進)

・具体的には、例えば、①いじめチェックリストを作成、共有し、実施する②定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を行うようにする。

・インターネット上のいじめに対しては、関係機関と連携したり情報モラル教育を推進したりし、児童生徒の意識向上及び保護者への啓発に努めたりする。

③適切な対処・措置

*児童生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など

・教職員が学校生活において、子どもたちの学習や生活の様子をしっかりと見取ることで、いじめに対して適切な対処・措置を取ることができると思う。また、学校だより、学年・学級だより等の文書配布や学校説明会、地域・保護者との定期的な会合等(PTA総会及び実行委員会)を学校と地域・保護者との情報交換や意見交換の場と位置づけることで、互いの信頼関係が構築され、いじめに対して適切な対処・措置を取ることができると思う。

・スクールカウンセラー、SSW等の心理・福祉などの外部相談機関との連携を図ることで、いじめに対して適切な対処・措置を取ることができると思う。

・いじめの発見・通報に対しては、特定の教員で抱え込まず、学校で組織した「いじめ防止対策委員会」で速やかに対応するようにする。

・いじめに対する措置対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むようにする。

(具体的には)

◇被害児童生徒に対しては守り通すとともに事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行うようにする。

◇加害児童生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うようにする。いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守るようにする。その際、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していくようにする。

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・日常の児童の様子を観察したり、当該児童から話を聞いたりする。

・保護者との連絡や連携を密にする。

⑤ 教職員等への研修

・児童指導上の課題に対応できる資質の向上を目指し、校内研修を実施する。教育委員会主催の研修も適宜受講し、その際は児童指導委員会や「学校いじめ対策防止委員会」等で内容を報告し共有する。

・児童の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえられるように教職員の能力を高めるような研修(児童理解研修)や事例検討会、傾聴訓練等、管理職、児童支援専任が中心となり、教職員全体のスキルアップを図るための研修を適宜行っていく。

⑥ 学校運営協議会等の活用

・「学校運営協議会」を活用し、いじめ問題や児童指導上の学校が抱える課題を適宜報告し、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 年間計画(案)

月	取り組み内容
4月	学校いじめ防止対策委員会 年間計画と重点指導内容等の確認、 新旧担任による配慮を要する児童等の引継ぎ いじめの定義・児童生徒理解研修 携帯やインターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の実施 4年生宿泊体験学習説明会にて、保護者と「情報モラル」についての指導方針を共有
5月	学校いじめ防止対策委員会 配慮を要する児童の情報交換・研修 「いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式)」実施 6年生宿泊体験学習説明会にて、保護者と「情報モラル」についての指導方針を共有 地域訪問

6月	学校いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施① 児童個人面談①【～6月】 学校運営協議会でのPTA・地域の方々との情報交換 5年生宿泊体験学習説明会にて、保護者と「情報モラル」についての指導方針を共有
7月	学校いじめ防止対策委員会 保護者個人面談① 夏期職員研修(児童指導、特別支援教育、危機管理等) 横浜こども会議(中学校ブロックでの話し合い)
8月	学校いじめ防止対策委員会 横浜こども会議(区交流会)
9月	学校いじめ防止対策委員会
10月	学校いじめ防止対策委員会
11月	学校いじめ防止対策委員会 YP アセスメント実施② 児童個人面談②【～12月】
12月	学校いじめ防止対策委員会 いじめ解決一斉キャンペーン実施 人権週間、いじめ防止月間の取組 保護者個人面談②
1月	学校いじめ防止対策委員会
2月	学校いじめ防止対策委員会 新入生説明会にて、児童指導の方針を説明
3月	学校いじめ防止対策委員会 年間の振り返り及び次年度の年間計画策定 新年度への引継ぎ
年間	学校いじめ防止対策委員会(随時)

【計画上の方針】

- ◇教育活動へのいじめの防止のための包括的プログラム（各種年間計画指導計画）の策定
- ◇YP アセスメントシートの活用
- ◇児童個人面談や聞き取り、「いじめ早期発見のための生活アンケート」、いじめ解決一斉キャンペーン
- ◇インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ◇学校運営協議会での情報交換および学校だより等による情報公開 等
- ◆子ども達の主体的な取組への支援（代表委員会の活動等で、いじめ防止につながる取組）

※教育相談については常時受け付け、管理職、専任、SC、SSW と情報を共有しながら対応にあたる。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

〈調査・報告〉「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

〈児童生徒・保護者への報告〉

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

(1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)

(2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)